

平成27年10月20日
日本生命保険相互会社

当社とNTTドコモの提携に関する一部報道について

一部報道機関におきまして、当社と株式会社NTTドコモの提携に関して報道されておりますが、両社より発表したものではありません。

なお、報道で「携帯料金と保険料の支払いを一本化した実質的な割引」とありますが、同記事の文中に、保険商品は値引きできない、とありますように、特定の契約者のみ保険料を割引くことは、特別利益の提供に該当し、保険業法上も認められておりません。

以 上